

第2節 自主防災体制の整備

本町は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

第1 自主防災組織の育成

地域社会において、防災に関する啓発及び自主的な防災活動を促進し、火災その他の災害による被害の防止と軽減を図るため、各地区自治振興協議会による地区自主防災会の組織化及び育成を図る。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌の発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止のための地域活動（消火器、三角バケツ等の防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生に備え、地域を知るための活動（障害者、高齢者、妊婦、乳幼児など避難のために介護を必要とする人の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動を習得するための活動（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導活動（安否確認、集団避難、障害者・高齢者等への援助等）
- イ 救出救護活動（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ウ 初期消火活動（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達活動（地域内の被害情報や避難状況の本町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 給食給水活動（備蓄食糧等による給食、救援物資の運搬、分配）

2 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 防災訓練、応急手当

第2 事業所における自主防災体制の整備

本町は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発活動（社内報、掲示板の活用など）
- イ 災害発生の未然防止活動（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ウ 災害発生への備え活動（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常用持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- オ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導活動（安否確認、避難誘導、要援護高齢者・障害者等への援助など）
- イ 救出救護活動（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 初期消火活動（消火器、屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達活動（地域内での被害情報の本町への伝達、救援情報等の周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

事業所による自主防災体制の整備について、指導、助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

本町、泉大津警察署は、地域住民による自主防災組織が、自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要に応じ救助・救急用資機材の整備を図る。